

過労死防止基本法の制定を求める意見書

「過労死」が国際語「k a r o s h i」となってから20年以上が経過した。

しかし、過労死はなくなるどころか、過労死・過労自殺（自死）寸前となりながらも、働き続けざるを得ない人々が大勢いる。

2012年度に脳・心疾患を発症して労働災害と認定されたのは338人（死亡123人）と高どまりし、精神疾患の労災認定は475人（未遂を含む自殺は93人）で過去最多である。過労死は一向に減る気配がない。

厳しい企業間競争と世界的な不景気の中、「過労死・過労自殺」をなくすためには、個人や家族、個別企業の努力では限界がある。

労働基準法は、労働者に週40時間・1日8時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられるのを禁止して、労働者の生命と健康を保護することを目指している。しかし、当該規制は十分に機能していない。

「命より大切な仕事って何ですか」、大切な人を、働き過ぎから守りたい。そう願う多くの人々に応える以下の内容を含む過労死防止基本法の制定が求められている。

過労死防止基本法制定を求める署名は全国で43万6,200余筆が集まり、100万人を目標に国会請願として提出する予定である。本市は、多くの勤労市民によって成り立つまちであり、過労死・過労自殺防止は決して他人事ではない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記内容を含む過労死防止基本法の早期制定を求めるものである。

記

- 1 過労死はあってはならないことを、国が宣言すること。
- 2 過労死をなくすための、国・自治体・事業主の責務を明確にすること。
- 3 国は、過労死に関する調査・研究を行うとともに、総合的な対策を行うこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年9月30日

三鷹市議会議長 伊藤 俊 明